

東京都公報

発行 東京都

114

目 次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則
……(環境局気候変動対策部総量削減課) :

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百九十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四条の十一の二」の下に「第五条及び第五条の二」を加える。

第四条の二第一項中「当該指定を受ける」を「同項の規定により新たな指定地球温暖化対策事業所に該当した年度の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める要件は、脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用された原油換算エネルギー使用量(当該脱炭素成長型

投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴う原油換算エネルギー使用量を含む。第四条の三及び第四条の八において同じ。)を除いて算出した当該事業所における原油換算エネルギー使用量が前項の期間において千五百キロリットル未満であることとする。

第四条の三の次に次の二条を加える。

(法対象直接排出量による基準排出量の調整)

第四条の三の二 条例第五条の七第十五号に規定する規則で定める量及び条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める量とする。

一 条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの規定により基準排出量を決定した場合であつて、当該基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者(条例第五条の十一第一項の算定排出削減量において加えた法対象直接排出量を排出する脱炭素成長型投資事業者と同一の事業者に限る。以下この条において同じ。)が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接排出の二酸化炭素の量(当該燃料の使用量を第三条の三に規定する方法により特定温室効果ガス排出量に換算した量をいう。ただし、当該脱炭素成長型投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴つて排出された二酸化炭素の量を含む。以下この条及び第四条の十三の三において同じ。)を把握できる場合(次号に該当する場合を除く。)当該二酸化炭素の量(ただし、第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該改定の内容を踏まえて算定する二酸化炭素の量)

二 第四条の十九第六項第三号の方法により基準排出量を変更した場合であつて、当該変更後の基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接排出の二酸化炭素の量を把握できる場合(当該二酸化炭素の量(ただし、第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該改定の内容を踏まえて算定する

二酸化炭素の量)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 特定温室効果ガス年度排出量に占める法対象年度直接排出量の割合を基準排出量に乘じて得た量

四 前三号に定める方法によることが困難であると認められる場合 知事が認める方法により算定する量

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第四条の三の三 条例第五条の八第一項に規定する規則で定める要件に該当する事業所は、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

一 第四条の八第五項の要件に該当し、指定の取消しを受けたこと。

二 脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用された原油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル未満であること。

第四条の五第一項第一号中「敷地面積」を削る。

第四条の六の二第三項第一号中「敷地面積」を削り、同条第四項中「前年度」を「条例第五条の八の二第二項の規定による申請をした年度の前年度」に改める。

第四条の七第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 条例第五条の二十六第一項の規定による申請

第四条の八中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める要件は、脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴つて使用された原油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所における原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル未満であることをとする。

第四条の九第一項第二号中「の減少」の下に「、条例第五条の二十六第三項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量若しくは法対象年度直接排出量の訂正」を、「減少」の下に「、訂正」を加える。

第四条の十一第一項第一号中「得た量」の下に「(脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の三の二に規定する量を控除し、特定温室効果ガス年度排出量から法対象年度直接排出量を控除することとする。)」を加え、同項

第二号中「減じて得た量」の下に「(脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の三の二に規定する量を控除することとする。)」を加える。

第四条の十二第三項中「の使用量を特定温室効果ガス排出量から控除した」を「を特定温室効果ガス排出量の削減に用いた」に、「控除した量」を「削減に用いた量」に改める。

第四条の十三の二の次に次の二条を加える。

(法対象直接排出量)

第四条の十三の三 条例第五条の十一第一項第三号に規定する規則で定める期間は、令和八年度から算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の終了の日までとする。

2 条例第五条の十一第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、当該特定地球温暖化対策事業所において脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴つて排出された直接排出の二酸化炭素の量とする。

第四条の十八第二項第一号中「敷地面積」を削る。

第四条の十九第三項第一号中「敷地面積」を削り、同条第四項中「(特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更があつた場合に限る。)」を削る。

第四条の二十第五項中「第五条の十五第四項」を「第五条の十五第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 条例第五条の十五第三項に規定する規則で定める期間は、第二項に規定する期間から第一項の申請を行つた年度を除いた期間とする。

5 条例第五条の十五第四項に規定する規則で定める期間は、次の表の第一欄に掲げる規定に該当する場合にあつては、当該第二欄の事業所の種類に応じ、当該第三欄に掲げる期間とする。

| 第一欄 条例第五条の十五第四項第一号 | 第二欄 条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めた事業所 | 第三欄 条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めた日の属する年度の翌年度以降の期間 |
|-----------------------|---|---|
| 条例第五条の十五第四項第二号 | (一) 条例第五条の十五第一項の規定による申請(以下この表において「認定申請」という。)について虚偽があつた年度(以下この表において「虚偽申請年度」という。)の翌年度以降に再度認定申請を行つた事業所 | 虚偽申請年度から同年度の翌年度以降で最初に認定申請を行つた年度の前年度までの期間 |
| (二) (一)以外のもの | (一) 条例第五条の十五第三項の規定による報告について虚偽があつた年度(以下この表において「虚偽報告年度」という。)の翌年度以降に再度認定申請を行つた事業所 | 虚偽申請年度以降の期間 |
| 虚偽報告年度の直前以降の期間 | | |

第四条の二十に次の二項を加える。

8 条例第五条の十五第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第五条の十五第四項第二号又は第三号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度の場合 虚偽があつたことが判明した年度の前年度が属する削減計画期間
- 二 条例第五条の十五第四項第二号又は第三号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度以外の場合 虚偽があつたことが判明した年度が属する削減計画期間

第四条の二十一の四第六項第一号中「第五条の九第一項第一号」を「第五条の九第一項」に改める。

第四条の二十一の七第一項の表一般管理口座の項中「前条」を「第四条の二十一の六」に改める。

第四条の二十一の十一中「減少」の下に「、条例第五条の二十六第三項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正」を加える。

第四条の二十一の十三第二項第二号中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第四条の二十二の二中「第五条の二十五第一項第三号」を「第五条の二十五第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(基準排出量等の訂正)

第四条の二十二の三 条例第五条の二十六第一項及び第二項の規定による申請は、別記第一号様式の十九による基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正申請書に、知事が別に定める様式による訂正排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならぬ。

2 条例第五条の二十六第三項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請があつた年度が、削減計画期間の初年度の場合 申請があつた年度の前年度が属する削減計画期間以降
- 二 条例第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請があつた年度が、削減計

画期間の初年度以外の場合 申請があつた年度が属する削減計画期間以降
条例第五条の二十六第四項の規定による通知は、別記第一号様式の十九の二による
基準排出量及び特定温室効果ガス年度排出量訂正決定(拒否)通知書により行うもの
とする。

第四条の二十三第一項中「別記第一号様式の十九」を「別記第一号様式の二十」に改
め、同条第二項中「第六条第十一号」を「第六条第十二号」に改め、同項第一号中
「、敷地面積」を削る。

第四条の二十四第三項第一号に次のように加える。

力 電気事業法第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気

主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

第四条の二十六第二項中「別記第一号様式の二十」を「別記第一号様式の二十一」に

改める。

第四条の二十七第一項第十一号中「優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申
請書」を「優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書」に改める。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量

第五条の二第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、
同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量

第五条の四の三第一項中「別記第一号様式の二十一」を「別記第一号様式の二十二」
に改める。

第五条の十三の二第一項第四号中「第五条の十三第一項」を「前条第一項」に改める。

第八十条第一項中「第五条の十五第二項」の下に「、同条第四項」を、「第五条の十
八」の下に「、第五条の二十六第三項」を加える。

別記第一号様式の三中

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定番号 | 指定の理由 | 指定管理口座番号 | 口座簿利用者番号 | 暗証番号 |
|--------|---------|------|-------|----------|----------|------|
| 備考 | | | | | | |

事業所の所在地
指定番号
指定の理由
指定の効力の発生日 年 月 日
指定管理口座番号
口座簿利用者番号
暗証番号

改め。

別記第一号様式の十七中「第5条の15第3項」や「第5条の15第4項」は、「同条第4項」を「同条第5項」に改め。

別記第一号様式の「十一」を別記第一号様式の「十」を別記第一号様式の「十一」とし、別記第一号様式の十九を別記第一号様式の「十」とし、別記第一号様式の十八の十九の次に次の二様式を加える。

| | | |
|---------|--|-------|
| 事業所の名称 | 東京都知事殿 | 年 月 日 |
| 事業所の所在地 | 住 所 氏 名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 〔及び主たる事務所の所在地〕 | |
| 指定番号 | 基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正申請書 | |
| 申請の種類 | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の26第1項及び第2項の規定により、次とおり訂正した基準排出量、法対象年度直接排出量又は特定温室効果ガス年度排出量を申請します。 | |
| 備考 | | |

| | | |
|----------|---|--|
| 事業所の名称 | 東京都知事殿 | |
| 事業所の所在地 | 住 所 氏 名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 〔及び主たる事務所の所在地〕 | |
| 指定番号 | 基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正申請書 | |
| 訂正排出量算定書 | 別添のとおり | |
| 申請の種類 | 1 条例第5条の26第1項に基づく申請 2 条例第5条の26第2項に基づく申請 <input type="checkbox"/> 法対象年度直接排出量 <input type="checkbox"/> 特定温室効果ガス年度排出量 | |
| 連絡先 | (電話番号) | |
| ※受付欄 | | |

(日本産業規格A4用紙)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

第1号様式の19の2(第4条の22の3関係)

(表)

基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正決定(拒否)通知書

第 年 月 日

殿

東京都知事

年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量、法対象年度直接排出量又は特定温室効果ガス年度排出量の訂正については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の26第3項の規定により、次のとおり決定したので、同条第4項の規定により通知します。

| 事業所の名称 | | | | |
|------------------------|---|---------|--------|-------|
| 事業所の所在地 | | | | |
| 指定番号 | | | | |
| 訂正する排出量 | 1 基準排出量 2 法対象年度直接排出量 3 特定温室効果ガス年度排出量 | | | |
| 訂正の理由 | | | | |
| 訂正前の量 | | | | |
| 1 申請のあった排出量を次のとおり訂正する。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>訂正する排出量</th> <th>訂正する期間</th> <th>訂正後の量</th> </tr> </thead> </table> | 訂正する排出量 | 訂正する期間 | 訂正後の量 |
| 訂正する排出量 | 訂正する期間 | 訂正後の量 | | |
| 訂正の決定 | 2 基準排出量について、著しい誤りがあったと認められないもので、基準排出量を訂正しない。 3 法対象年度直接排出量又は特定温室効果ガス年度排出量について、誤りがあったと認められないもので、訂正しない。 備考 | | | |

(裏)

〔教示〕

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対しても審査請求することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十四条の二第三項、第四条の三の二、第四条の三、第四条の十一及び第四条の十三の三の規定は、算定の対象となる年度が令和八年度以後である原油換算エネルギー使用量、基準排出量、超過削減量及び法対象直接排出量に係る算定を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が令和七年度以前である原油換算エネルギー使用量、基準排出量、超過削減量及び法対象直接排出量に係る算定を行う場合については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の三及び別記第一号様式の十七による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印
東京都文京区
電話 ○三(一)

刷株式会社

〒113-0001
郵便番号



リサイクル適性(A)